

景品表示法 応用編②

問題

不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」といいます）は、消費者の利益を保護し、消費者が適正に商品・サービスを選択できる環境を守ることを目的に、過大な景品類や虚偽・誇大な表示を規制している法律です。例えば表示は広告だけでなく、商品上のラベルや店頭ディスプレイ、店員の口頭での説明など、あらゆる手段・形式が対象となるため、消費者向けの商品・サービスを提供する事業者すべてが対象となります。また、景品表示法は、一律で記載していること、悪いことが決まっているわけではなく、適正かどうかの判断は事案ごとにされています。だますつもりもなかったのに、せっかく考えたラベルや商品名などが「不適正」だと言われるのももったいないことです。景品表示法は自分の業務に関係ないと思うかもしれませんが、せっかくの業務を無駄にしないためにも、知識を身につけてみませんか。

応用編となる問題を、さらに追加で用意しました。

全部で 10 問です。ぜひ、一度チャレンジして、何が不適正にあたるのか確認してください

〔設問1〕 有利誤認（二重価格表示）

会員登録すると、通常より安い会員価格で商品を購入できるショップがあります。このショップが、会員価格と通常価格とを比較した二重価格表示を行っています。次のうち、この表示が不当とならない場合を1つ選んでください。

- ① 会費は無料で簡単に会員登録できるが、会員にならずに商品を購入することもできる場合。
- ② 入会するためには会費を納めなければならないが、会員にならずに商品を購入することもできる場合。
- ③ 会員登録しなければ商品を購入できない場合。

〔設問2〕 有利誤認（二重価格表示）

テレビショッピングで通常 15,000 円で販売している商品を「今から 30 分だけ 10,000 円で販売する」とアナウンスしました。この事業者は、同じ商品をインターネット上では 10,000 円と価格表示し、販売していますが、不当な二重価格表示に相当するかの判断として正しいものを1つ選んでください。

- ① 異なる販売チャネルや広告媒体で、同じ商品の販売価格が違っても、直ちに問題とはならない。
- ② 異なる販売チャネルや広告媒体であっても、同じ商品に2つの通常価格を設定してはいけない。
- ③ 総卸元の1社から同一商品を仕入れた場合は、その商品の価格を変更することはできない。

〔設問3〕 有利誤認（二重価格表示）

季節限定商品を販売当初からメーカー希望小売価格 500 円のところ 300 円で販売しています。今後、在庫処分セールとして 250 円で販売する場合、セール価格のシールの表示として適切なものを1つ選んでください。

- ① 「通常価格より半額 250 円」という表示。
- ② 「お買い得品！ 500 円→250 円」という表示。
- ③ 「見切り品！ 300 円→250 円」という表示。

〔設問4〕 有利誤認（定期購入）

定期購入を条件に、初回の購入に限り、通常より安い特別価格で販売を行っています。この場合の広告表示で、不当な表示として有利誤認のおそれがあるものを1つ選んでください。

- ① 定期購入に申し込めば、初回は特別価格で購入でき、次回以降は、毎回、通常の販売価格よりも5%割引されると強調表示する。
- ② 初めに特別価格で購入するための条件とともに、定期購入を一定期間続けた場合に割引される金額を明示して、お得であると強調する。
- ③ 特別価格で購入するためには、一定期間の定期購入が条件となっているが、条件を表示していない。

〔設問5〕 有利誤認（定期購入）

インターネット広告において、定期購入が前提の商品をキャンペーンとして「初期設置料無料、毎月の送料無料」と表示。ただし、この契約には、その他諸費用（2年未満の解約の場合解約手数料、撤去費用）等の取引条件があります。この場合に有利誤認のおそれがないものを1つ選んでください。

- ① 取引条件を規定した利用規約がウェブサイト上の別ページに掲載されている。
- ② キャンペーンとして有利な条件を強調した表示の近く取引条件をわかりやすく表示し、詳細は利用規約で説明している。
- ③ ウェブサイト上のどこかに「その他諸費用がかかる場合があります」等の注意書きが記載してある。

〔設問6〕 景品（景品規制）

産業用製品を購入してくれた取引先（すべて事業者）に対し、抽選か、もれなくかのいずれかの方法で物品を提供する場合において、その際の景品規制の考え方で正しくないものを1つ選んでください。

- ① 抽選か、もれなくかのいずれの方法でも、提供の相手方が一般消費者ではなく事業者である場合は、景品規制の対象とならない。
- ② 抽選などの方法により物品を提供する場合は、提供する相手方が一般消費者であるか事業者であるかに関わらず、景品表示法上の懸賞として、景品規制の対象となる。
- ③ もれなく提供する場合は、一般消費者向けに提供するものは総付景品に該当し、景品規制の対象となるが、事業者向けのものは原則として景品規制は適用されない。

〔設問7〕 景品（一般懸賞）

懸賞（くじ引き）により提供する景品類の最高額については、懸賞に係る取引の価額の20倍の金額（この金額が10万円を超える場合にあっては10万円）を超えてはならないとされています。このとき、店舗への来店者に向けたくじ引きにおける「取引価額」の考え方で正しくないものを1つ選んでください。

- ① 商品購入を条件とせず来店者の誰でも参加できるくじ引きでは取引価額を100円とみなす。ただし、通常の取引が100円を超えると認められる場合は、最低のものを取引価額とすることができる。
- ② 商品の購入者を対象とするが、購入額の多少を問わず参加できるくじ引きの場合、店舗での通常の取引に係る最低額が明らかに100円を下回る場合でも、取引価額を100円とみなすことができる。
- ③ 取引の価額は、消費税相当額を含めたものである。

〔設問8〕 措置命令

景品表示法に違反する行為が行われている疑いがある場合、事業者への調査等の結果により違反する行為が認められると、違反行為の差止めなど必要に応じた「措置命令」（行政処分）が行われます。措置命令に関する説明として正しいものを1つ選んでください。

- ① 景品表示法に違反する行為が行われている疑いがある場合の事業者への調査については、消費者庁、都道府県だけでなく、事業所管省庁が行う場合もある。
- ② 措置命令の内容例として、違反行為の差止め以外の命令は次のとおりである。
 - 1：違反したことを一般消費者に周知徹底すること
 - 2：再発防止策を講ずること
 - 3：その違反行為を将来繰り返さないこと
- ③ 都において違反行為に対する措置命令が行われた場合には、課徴金の納付命令も同時に行われる。

〔設問9〕 課徴金制度

景品表示法における不当表示の違反行為に対して、課徴金対象行為の要件にあてはまると、課徴金納付命令が行われることになります。課徴金制度の説明として正しいものを1つ選んでください。

- ① 課徴金対象行為は、商品・サービスの取引について、優良誤認表示、有利誤認表示及び内閣総理大臣が指定する不当表示をする行為である。
- ② 課徴金対象行為をした場合であっても、その事業者が表示の根拠となる情報を確認するなど、正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしていた場合など課徴金の納付を命じられない場合もある。
- ③ 課徴金対象行為に該当する事実を自主的に報告した事業者について、所定の要件を満たす場合は、課徴金額の2分の1が減額されるが、その報告先は都道府県又は消費者庁のどちらでもよい。

〔設問10〕 管理上の措置

事業者が、景品表示法に違反することがないように「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置」が義務づけられています。その適切かつ有効な実施を図るために指針が定められていますが、解釈として正しくないものを1つ選んでください。

- ① 指針における「必要な措置が求められる事業者」には、マスメディア（新聞社、出版社、放送局等）、広告制作会社、デザイナー、広告代理店、メール運営事業者等の広告媒体事業者は含まれない。
- ② 事業者が正当な理由なく講ずべき措置を講じていない場合の「正当な理由がある場合」とは、表示等の根拠となる資料を保管していたが、災害等の不可抗力によってそれらが失われた場合などである。
- ③ 消費者庁は、必要な措置を講じることに必要があると認めるときには、指導及び助言を行うほか必要な措置を講ずべき旨を勧告する。当該事業者が勧告に従わないときは、その旨が公表される。